

予算審査特別委員会 第3号

平成29年3月16日（木曜日）

○議事日程

- 1 議案第 1号 平成29年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 2号 平成29年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 3号 平成29年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 4号 平成29年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第 5号 平成29年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第 6号 平成29年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算

○出席委員（9名）

- | | |
|-------------|------------|
| 1番 木村 輔宏 君 | 2番 堀 清 君 |
| 3番 真貝 政昭 君 | 4番 岩間 修身 君 |
| 6番 池田 範彦 君 | 7番 山口 明生 君 |
| 8番 高野 俊和 君 | 9番 工藤 澄男 君 |
| 10番 逢見 輝続 君 | |

○欠席委員（1名）

- 5番 寶福 勝哉 君

○出席説明員

- | | |
|-----------|-----------|
| 町 長 | 本 間 順 司 君 |
| 副 町 長 | 田 口 博 久 君 |
| 教 育 長 | 成 田 昭 彦 君 |
| 総務課 長 | 藤 田 克 禎 君 |
| 企画課 長 | 細 川 正 善 君 |
| 財政課 長 | 三 浦 史 洋 君 |
| 民生課 長 | 五十嵐 満 美 君 |
| 保健福祉課 長 | 佐 藤 昌 紀 君 |
| 産業課 長 | 宮 田 誠 市 君 |
| 建設水道課 長 | 高 野 龍 治 君 |
| 会 計 管 理 者 | 白 岩 豊 君 |
| 教育次 長 | 和 泉 康 子 君 |
| 産業課長補佐 | 井 本 将 義 君 |

総務係 長 松 尾 貴 光 君
企画調整 係 人 見 完 至 君

○出席事務局職員

事務局 長 本 間 克 昭 君
議事係兼総務係 福 嶋 祐 太 君

開議 午前10時00分

○**議会事務局長（本間克昭君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況を報告申し上げます。

ただいま委員9名が出席されております。

5番、寶福委員につきましては、所用により欠席の連絡が入っております。

説明員は、町長以下15名の出席でございます。

以上です。

◎開議の宣告

○**委員長（岩間修身君）** 皆さん、おはようございます。ただいま9名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第1号ないし議案第6号

○**委員長（岩間修身君）** 先日は10款教育費まで質疑が終わっておりますので、きょうは1款災害復旧費から始めます。

11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款職員給与費、15款予備費、188ページから197ページまで一括質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（岩間修身君）** ないようですので、これで一般会計歳出の質疑を終わります。

それでは次に、古平町一般会計予算歳入の質疑を行います。20ページ、1款町税から39ページ、5款株式等譲渡所得割交付金まで質疑を許します。20ページから39ページまでです。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（岩間修身君）** ないようですので、次に40ページ、6款地方消費税交付金から47ページ、9款地方交付税まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○**3番（真貝政昭君）** 今回の上程されている予算案で先般の協議会で、消費税の収入で8%になって総額約19兆円の収入に対して消費税のルールで輸出戻し税で輸出企業に約6億円が還付されると、それで実質13兆円の歳入しか消費税では懐に国のほうでは入ってこない。これは、国の分と地方に振り分ける分の両方についてこういう仕掛けになっています。それで、地方交付税の計算の仕方とU9C兆円が原資になるのか、それとも引かれた約13兆円が原資になるのかと。そこら辺の解明は議員個人の責任でやりなさいと、そういう説明がされたのです。だけれども、地方に来る分のこの交付金の額が19兆円が原資、19兆円の中の率でいえば8%のうち地方が7%、これが各自治体に振り分けられてこの額で来るわけですけれども、引かれたやつなのか、それとも引かれる前というか、戻し税で還付されて残った額なのかというのは懐を、財政を預かる側としては知らなければならない問題ではないかと思うのです。改めて聞きますけれども、ルールで計算されて交付されているこの総額、本年度は5,380万円という額はどっちのほうになるのでしょうか。輸出戻し税で還付された後の額で振り分けら

れたものが原資となるものなのでしょうか。

○**財政課長（三浦史洋君）** ご質問の部分では、結果的に輸出戻し税がどうなっているかは調べようもないので、わかりません。仕組みとしては、地方財政計画に国税の5税分、そのうちの4税については法定率で、消費税については国の消費税の2.3%が交付税の財源としてなっております。それなので国の消費税の金額総体については財政計画に数字がのっています。その2.3%が交付税の財源のうち消費税の部分ですという数字もなっています。これは毎年大体2月に出ます。地方財政計画の地方団体の歳入歳出総額の見込み額という名前ですけれども、それが地方財政計画と呼ばれています。その中を読めばわかります。最初に申したように、輸出戻し税についてはわかりません。ただ、地方で財政をやっている、収入入ってくると、返さなければならないとその年度で返せるものは返すというのが通常です。それが国に当てはまるかどうかは確信持てませんので、何とも言えません。

○**3番（真貝政昭君）** もう一度言いますが、今地方交付税の財源になっているというのがありましたけれども、両方ですよ、地方交付税の財源になっているのと、それから地方に回すべき地方交付金の部分。だから、5.3と1.7ですか、その振り分けでされるわけだけれども、そのもともとの額というのは一緒くたに国のほうに一旦入るわけだから、交付税のほうでも、それから地方消費税交付金のほうでも一緒なのです。計算のされ方として、輸出戻し税で国が歳出で還付された後の額なのか、それとも最初に入ってきた部分なのかというの、これはやっぱり知らなければならない部分なのです。なぜかという、我々が払っている消費税というのは全額国の収入になっているというふうに思っていた。ところが、こういう消費税のルールで輸出戻し税ということで還付されているわけだから、消費税は国が報告しているような、公表しているような額ではなくて、実質少なくなっている額だということなのです。計算のルールとして、今まで国が公表していなかった歳入が基本になって振り分けられているかどうかと、これはやっぱりちゃんと入ってきているかどうかというのを確認する上でどっちなのかというのを知る必要があるのです。だから、聞いているのです。わからないということなのだね、どっちが計算のもとになっているかということがわかりました。

それと、交付税のところ、47ページで聞きます。それで、就学援助制度で準要保護の国の負担分が本来地方と、それから国が半々というルールがありましたよね。それが交付税化されたということで、それぞれの自治体でばらつきが出てきたというのがあるのですけれども、以前はっきりしていたときは国がよこすべき割合が5対5だったのが大体6・4くらいに下げられたという時期がありました。その後交付税化されて、一体どれだけ入っているのだというのがあるのですけれども、きょうちょっと持ってこなかったのですけれども、道のほうで調べた一覧表がありまして、各自治体の国がよこすべき交付税に算定されている額が実態とどう合っているかというのが一覧表として出ている資料があるのですけれども、この近辺では後志管内で古平町がどうも他の自治体に比べて非常に少ない額で記載されていたのです。本来国がよこすべき額が四、五百万なの100万台の数字で記載されていたものですから、交付税化されている中の国がよこすべき就学援助にかかわる部分というのは把握できるのでしょうか。

○**財政課長（三浦史洋君）** ご質問わかるようで、なかなかわからないのです。まず、普通交付税化されたということで、普通交付税化されています。交付税のそれぞれの算定基礎額出すのに、小学校費のところを見ているのですけれども、基本0万人規模で幾らですというのを載せています。例えば校庭

の整備の賃金幾ら、交通安全対策幾ら、給食の委託料幾らとか、その中で要保護、準要保護児童関係経費 300 万円弱というので歳出、それが経費がかかるでしょうと、一般的なものです。そういうものを積み上げ、そして入ってくる収入の部分も減らしまして、基礎数値、単価を出して計算しますので、多い少ないはちょっとわかりません。

○3番（真貝政昭君） 今の説明聞いていたら、交付税の中に入っているという国がよこすべき額というのは300万台ということなのですか。ではなくて、その国が負担すべき額が幾らという形で算出されるものなのですか。そういうふうに考えると、道で出した一覧表の古平町100万円台という数字に近くなるのですけれども。ほかの町村の数字と比較するとちょっと異常だったのです。ほかの町村が国からいただくべき額というのは、例えば400万だとすると同じ数字が並んでいる。多少違っていても似たような数字が並んで記載されているのです。ところが、古平町のところだけと交付税の中に算定されている額がぐんと下がっているのです。だから、道で押さえているのだから、町のほうでも押さえているのだらうと思って聞いたのです。

○財政課長（三浦史洋君） 委員さんの質問の基礎の資料を自分持っていませんので、何とも言えませんが、交付税措置の部分、先ほど言いました人口10万というのはほかの経費でよく使う例で、今回の準要保護の部分は児童数標準規模、市町村で90人でしょうと。そのような児童数のいる団体は300万円ほどの要保護の扶助費がかかりますというものを出します。なので、町は児童数人ぐらいですか。単純に割り返してというのでもないのです、複雑だと思います。今ここでの5分10分の計算でもできませんし、どういう仕組みになっているかというのをあれして出せば、時間をかけて踏ん張れそうな部分とも思いますけれども、いかんせん資料も持っていませんし、どういう計算で、最後の数字だけだと幾らだと載っていても、そう質問されてもちょっと僕も期待できる答弁はできません。

○3番（真貝政昭君） 先日新聞報道でされたように、小中に蔵書すべき冊数の一覧表が、管内の状況が報道されました。そのときに基準冊数というのがありまして、それも図書費は交付税の中に算定されているという、それから引き出されて報道機関が発表しているわけです。だから、結構今までははっきりと国のほうから出されていたものが何でもかんでも交付税化されるというようなやり方でやってきているのだけれども、本当にそれが各年度でそのとおりに使われているかどうかというのを確認する必要がありますので、議会側としては交付税の中に算定されているそういう個別のものがどのようになっているかということの一覧、そういうのをはっきりさせていただければ、わけわからないという状況でずっとこられるとああいうような報道されるものですから、必要ではないかというふうに思いますけれども、できますか、そういうのは。

○財政課長（三浦史洋君） まず、交付税化されると、全ての経費というか、かなりの部分交付税でそういう経費が出ています。先ほど言いましたように、準要保護については児童数90人にしては幾らですと、学校の図書費、小学校の学校図書費は学級数が8学級では年間52万円ですという数字、こういうのが総務省でつくる交付税の算定の単位費用の部分で載っています。単純にそれで古平の学級数が何学級だからというものではなくて、いろいろな補正の係数も絡んできます。どの部分使えばいいか当然この制度をつくられた総務省のほうなり、都道府県でもそのレベルでは理解しているのかもしれませんが、丸々1年ぐらい自分も担当していたのですけれども、1年こればかりやってできるかな

というような感じはしますけれども、なので特に事前に1週間なり一月の期間いただいて、この点に関しては幾ら入っているかというのだと、絞り込んでいろんな補正係数もどこ使うのだ、使っていないのだというのをやってお示しは出ますけれどもというところです。

○委員長（岩間修身君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時19分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○3番（真貝政昭君） 時間の無駄をさせるつもりはないので、不可能であれば不可能と言ってほしいのです。それにしても、余りにも道で出した一覧表でそういう妙な差というのが出てきたものですから示すことができるのではないかというふうに思ったものですから、そういう質問したのですけれども、起債をする場合の交付税でバックしてくるというやつは説明資料に一覧表で出せるわけでしょう。ああいうふうには出せないということなのでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） 先ほど言いましたように、出せないというか、可能かどうかといえば可能です。そういう基礎があって、積み上がって交付税の金額が出るわけですから。起債のほうの償還は簡単です。一番簡単な過疎債は、元利償還金の金額000円単位で掛け算して7%で、四捨五入で、000円単位で入ります。一番簡単なのですけれども、こういう単位費用に入っていると。よく新聞の購読料もそういう単位費用に入っているというのが新聞によく載っていますけれども、図書館司書の部分も載っていますけれども、確かに入っています。ただ、ざっくり標準の何に対して幾らかかると、そういうものが何百、何千ぐらいになるのかと思うのですけれども、積み上がったの交付税金額出していますので、先ほど言ったように、補正係数のどこどこ使うという部分ですので、出すのは可能ですけれどもこの項目について時間をいただいて、出しなさいというならお示しできるかと思います。

○委員長（岩間修身君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようでございますので、次に48 ページ、10 款交通安全対策特別交付金から 59 ページ、13 款国庫支出金まで質疑を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に60 ページ、14 款道支出金から69 ページ、16 款寄附金まで質疑を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に70 ページ、17 款繰入金から81 ページ、20 款町債まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、ここで歳出歳入一括で1人2件まで質疑を許します。

○8番（高野俊和君） 多分きのう質問が出ていたのだとは思いますが、せっかくですので、

99 ページ、ことし開町150周年記念ということで記念誌をつくるということでありましてけれども、その下にシティープロモーション業務委託料、たしか説明していただいたときにシンボルマークとかキャッチフレーズとかをつくるということでありましたけれども、これ記念誌よりも金額がこっちのほうが高いですし、少し内容について教えていただけるといいでしょうか。

○総務係長（松尾貴光君） この業務内容につきましては、公募でキャッチフレーズもしくはシンボルマークを募集をいたします。多額にかかっている分につきましては、著作権、東京オリンピックのシンボルマークで騒がれたことが皆さん記憶にあるかと思われそうですが、その著作権にかぶっていないかと調査する費用が結構多額にかかるような形になっております。記念誌の作成につきましては印刷するだけの料金でございますので、こちらのほうが高いという形になっております。

○8番（高野俊和君） 古平町では、シンボルマークみたいなのをつくって一般の人にも知らせるといいか、シンボルマークみたいなものを古平町役場の中にあれすとか、いろいろなそういう構想みたいなものはシンボルマークができた場合にはあるのでしょうか。

○総務係長（松尾貴光君） 現在道でも「試される大地」ですとか「その先の、道へ。北海道」だとかという形で各種製品だとか、そういうものでPRするような形で使っていておりますので、うちでもそういうものができれば活用していきたいというふうに考えています。

○8番（高野俊和君） それと、民生費なのですけれども、109 ページです。19 節負担金補助及び交付金のところで古平町社会福祉協議会運営助成金なのですけれども、内容としては前にも聞いてわかっております。会長の報酬、局長の給料の2分の1、他の職員4分の1ということだったと思っておりますけれども、昨年から見ますと170万近く多くなっています。たしか社協の職員の給料が低いということだったと思っておりますけれども、今回この170万というのは職員の給料に反映する分なのではないでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 増額の要素の一つとして、委員おっしゃられるとおりの処遇改善してございますので、そのベースアップ分と職員のデイサービス事業だとかほかの事業の仕事の割合を決めながら経費配分してございます。その中で1名の職員の経費配分、この法人の運営事業のほうに少し重点を置いてということで、管理系の職員として2分の1見ていた部分が職員の配置がえの関係もあってふえてございます。

○8番（高野俊和君） わかりました。どちらにしても一般職員の処遇改善は若干なりともことしからできるという考え方、簡単に言えばそういうふうに考えていいのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 処遇改善については、28年度から抜本的な改革をしてございます。それで、毎年若干でもベースアップしていくような形になってございます。

○2番（堀 清君） ページ数が149ページ、商工費の中のプレミアム商品券のことなのですけれども、けさの新聞で要するに目的外に使われているケースが多々あるというような報道されているのですけれども、当町の場合はどのような状態になっていますか。

○産業課長（宮田誠市君） そのようなことはないと思っております。

○2番（堀 清君） 例えば自分もそうなのですけれども、たばこ買ったとかというような形で使われたと思うのですけれども、その点はどのような形になりますか。

○産業課長（宮田誠市君） たばこ云々ではなくて、あくまでも商品券が古平のどの店でもって使われ

るか。そういうことでもって、品物ではなくてあくまでも商品券が使える範囲の中で商品券を使われているということで、問題はないと思っています。

○2番（堀 清君） まず、当初から町民に対しては町内で買うというのが限定だし、そこら辺のもの認識はあったのですけれども、例えば券を買って、ガソリン代だとか灯油代だとかというような形で消費はしていたと思うのですけれども、今回の場合何かそれがだめだみたいな形で報道されているのですけれども、そこら辺はどうなのですか。

○副町長（田口博久君） きょうの新聞に出ていた部分は、私今ちょっと細かい資料持ってきていませんけれども、平成27年度の国の交付金があつて行ったプレミアム商品券の事業についての記事だったと思います。ですから、そのときの国の交付金の趣旨が景気の浮揚、消費の拡大ということを目指した国の交付金であったと。だから、固定した経費、新聞に出ていたのは車検だとかというのが出ていましたよね。消費の拡大ではなく、車検というのはもともとかかる経費だから、そういう意味でプレミアム商品券の趣旨に反しているというよりは、国の交付金の趣旨に反しているというようなことだったかと思えます。それで、古平町についてはどうかといいますと、その部分については若干そういった使われ方している部分もあったかと思えますけれども、基本的に古平町ではそれ以前からプレミアム商品券、商工会が発行するものですから、たしか27年度の交付金のときも、本来であれば新たな商品券の発行事業を町が起こすのが本来だったのでしょうかけれども、従来の形で商工会に発行するものに補助するという形で古平町は実施したと。それ以前は町単独で行っておいりましたので、単独で行う分については町外への消費の流出を抑えるため、あるいは低所得、高齢者の方への生活面の若干の支援といった趣旨で商工会が発行する商品券に対して町が補助していたという経過がありますので、そのままのそういう意味でのプレミアム商品券の発行趣旨には合致はしていたと思えますけれども、繰り返しになりますけれども、国の交付金の趣旨からは外れる部分も若干、従来の方法を踏襲して行いましたので、そういった面も若干はあったのかなというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） 161ページの消防費のところでもちょっとこの前聞き漏らしたので13節委託料の一番下の樋門ポンプ運転管理業務委託料とありますけれども、これは年に何回か試験運転をしているというようなことなのでしょうか。

○企画課長（細川正善君） 試験運転もしております。ここの予算の積算内容といたしましては、大雨とか降ったときに樋門ポンプのところに、業者に委託して待機してもらって監視してもらうという金額も入ったものであります。

○9番（工藤澄男君） このポンプの管理はどのようにしますか。昔のままで、ただテントでくるんでその場所に置いてあるような状態なのでしょうか。

○企画課長（細川正善君） 管理といたしましては、今委員がおっしゃられたように、テントでくるんで管理しております。

○9番（工藤澄男君） ああいう管理の仕方というのは、例えば雨だとか、そういうので必ずすき間からポンプに影響があると思うので、早い話がさびだとかいろんなものが出るので、もう少し、私何年前にも一回言ったことあったのですけれども、例えば何かきちっとしたものがある程度、頑丈なものでも屋根だとか、風に耐え得るようなもので管理したほうがポンプ自身長もちするのではないかと

思って前に質問したことがあったのですけれども、そういうような考えはこれからありませんか。

○企画課長（細川正善君） 毎年雪解け、年度初めにポンプ必ず確認しております。その状況を見ながら考えていきたいと思っております。

○9番（工藤澄男君） わかりました。

それでは、その次のページなのですけれども、備品購入費の部分で原子力の防災備品購入費とありますけれども、これはどのような備品を購入したのでしょうか。

○企画課長（細川正善君） 今回の29年度の予算で積算している内容といたしましては、新しく建設する明和集会所、そこの発電機だとかちょっとした備蓄品を考えております。それ以外に小学校だとか役場にも備品庫、備蓄庫あるのですが、そこに若干まだ数量が足りませんので、非常用の食料品を考えております。

○1番（木村輔宏君） 163ページ、同じなのですけれども、15節の工事請負費の防災備品庫断熱工事請負費というもののなのですが、これは今まであったものに対してこういうものをしますということなのだろうと思うのですけれども、これからこういうものをつくっていくのにはこういう断熱というものは最初からやりますという意味、どちらも2つだろうと思うのですけれども。

○企画課長（細川正善君） ここで予算計上しておりますのは、今まであった備品庫の断熱工事であります。具体的に考えていたのは、温泉の広場、温泉の駐車場にある備品庫を考えておりました。

○3番（真貝政昭君） 167ページの外国語指導助手の項目に関連しまして確認も含めて教育長にお伺いしますけれども、英語の授業が教科化されるという、平成30年、31年からということで、その場合専門の先生が配置されることについても言及されておりましたし、外国語指導助手をふやしてということにも触れられていたのですけれども、こういう授業がきちんとなることによって生徒のどの程度負担になるのかというのを確認したいのです。今5、6年生が受けている外国語に親しむものについては3、4年生に移るということで、3、4年生の教科時数は年間どれぐらいの時間数が今決められているのかということと5、6年生から移る授業数がプラス何時間ふえるのか、それから5、6年生の外国語の教科が5、6年生の年間の受ける時数が何時間で、説明にあったようにプラ70時間ふえるのか、それとも3、4年生、5、6年生とも年間時数は変わらないけれども、その中に組み込まれるという、そういう仕掛けになるのか、それについて伺います。

○教育長（成田昭彦君） まず、教科化されるのは平成32年度からになります。30年度、31年度については小中学校の道徳が教科化されるということでありまして32年度から5、6年生の今の外国語活動が教科化される。そして、今の5、6年生実施している部分が3、4年生に。外国語活動については年間35時間ですから、今の5、6年生の外国語活動の部分が教科化になつ70時間、ならしますと週2時間程度の授業化ということになります。今もう学習指導要領の改訂案が文科のほうで示されたわけなのですけれども、私から言わせますとまだそれに対応できるような教職員の配置等、そういうふうになっていないのかなというふうに感じております。2年間ありますけれども、その中でどういう対応していくのかわかりませんが、うちとしてはそういった教職員のことも考慮しまして30年度、あるいは31年度から前倒しして、町独自で、今のALTとはいきませんが、英語のできる、そういった方を5、6年生に入れた中で前倒しした形で進めていきたいなと思っております。

○3番（真貝政昭君） 年間の時数をふやさないで英語の授業が組み込まれるという、そういう見方でいいのですか、それともプラス年間 70 時間がふえると。どっちなのでしょう。

○教育長（成田昭彦君） 5、6年生の年間時数はふやさない形の中で、ですから逆に言いますと総合学習の時間が減るとか、そういった形で、今5、6年生ですと年間10時間くらいになっていると思うのですけれども、その時間数は変えない。ただ、今考えられているのは、45分授業が1時間授業、60分授業になるというようなことも何か考えられているような情報は聞いております。

○3番（真貝政昭君） 児童生徒に負担になるのは間違いないのだね。

○教育長（成田昭彦君） それを負担と言うかどうかわかりませんが、そういった中では児童生徒だけではなく、教職員にも負担になるというのが今の形の答申ではないかなと私は思っております。

○3番（真貝政昭君） ページ数はちょっと見つけられなかったのだけれども、庁舎の設計に入っていきますけれども、躯体の耐震性、この地域は基準よりも1割減らされてパスするようになっています。稚内のほうは7割でパスするようになっています。それは、地震の頻度だとか、そういうのが考えられて軽減されている。先般あった熊本地震のところも軽減されて、あそこは8割でオーケーというところでしたか、それで相当な被害が出ている。そして、その軽減の件については各自治体に任されていると、減らすか基準どおりの満度の耐震性でいくかという。それで、躯体のことですから総工費が10億かかったら、9割のところを10割にしようとしたら1割ふえるだとか、そういう単純なものではないはずなのです。躯体だけの問題なので、そんなに膨大に膨れ上がるわけではないので、ここら辺がそういうような形で軽減されているにしても、安全性を考えて満度に耐震性を保つのであればどれくらい費用が当初見えていたよりもふえるのかという点も含めて設計を進めていくべきだというふうに考えているのですけれども、その点はどうですか。

○総務課長（藤田克禎君） 私どもといたしましては、まだそこまで至っておりません。今後そのような話の部分を確認しまして、参考にしていきたいと思っております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成29年度古平町一般会計予算の質疑を終わります。

それでは次に、平成29年度古平町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を行います252ページから277ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。

○2番（堀 清君） 計画では今年度も多分最終的には不納欠損で要するに税金が処分されるというケース当然出てくると思うのですけれども、そこら辺の予想というものは考えていますか。

○民生課長（五十嵐満美君） 今年度と申しますと28年度という意味でよかったですでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○民生課長（五十嵐満美君） 28年度につきましては、今もう3月ですけれども、収納係、それからうちの健康保健係もあわせまして収納の努力を続けております。不納欠損につきましては、5月出納整理期間終わるまでちょっと見込みが立ちません。

○2番（堀 清君） 最近金額的にも大分減額された状態で我々も認識もしているのですけれども、

そういう中でこのものというのは最終的には固定化債権、町民にしてみれば本当に頑張って税金納めている人との平等性にすごく欠けると俺いつでも言っているのですけれども、そのものを減額することによって町の財政等々にも本当に影響してくると思いますので、当然そこら辺は現場としても頑張ってもらいたいし、そういう中で本当に少なくしてもらいたいというのが自分の考えなのですけれども、そういう中で徴収に当たって現場のほうもさまざまな形で努力していると思うのですけれども、体制的には従来どおりの体制でやっていくということなのでしょうか。

○民生課長（五十嵐満美君） 不納欠損につきましては、やみくもに落としているわけではなく、それなりの理由があつてどうしても落とさなければならないものについて不納欠損している状況であります。収納の努力につきましては、収納対策係とも一緒に強化を図っておりますし28年度現在、3月の途中でありますが、昨年度より、27年度よりは若干収納率も上がっている状況にありますので、できることを一生懸命やっている状況にありますので、現場で新たな方法等が見つかりましたら、それは当然検討していかなければならないと思っています。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成29年度古平町民健康保険事業特別会計予算の質疑を終わります。

次に、平成29年度古平町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います308ページから327ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 新聞記事を見て質問しているのですけれども、平成29年度から軽減特例の段階的廃止が決まったというふうに報じられています。それで、最大9割軽減まで所得に応じてやられているのですけれども、この9割軽減という特例の部分、それから8割5分の軽減の部分というのをなくしてしまうということなのです。記事では、後期高齢者医療広域連合の議会が2月に行われて、そしてそういう方向性が議決されたという内容になっているのです。北海道全体では約11万人に対して約10億円の負担増というふうに報じられています。それで、古平町の後期高齢者の保険に入っている方たちが、資料でいえば308ページになりますけれども、これを見ますと均等割軽減者の表ですけれども被保険者数が一番右側になります。平成29年度で814人が予定されていて、9割軽減者が287人、それから8割5分の軽減されている方が247人、約600人強の方たちがこういう影響を受けるというふうに理解することができるのですけれども、これが実施される平成29年度でこの方たちがどれほどの負担増になるかという試算はまだされていないのでしょうか。

○民生課長（五十嵐満美君） 新聞の記事も確かに見ましたし、見た記憶ありますが、具体的な内容は余り今記憶にないです。どれだけの影響額出るかということにつきましては、おいおい具体的な内容が広域連合のほうから来た段階で試算的なものは出せるかと思います。

○3番（真貝政昭君） これはまた別な記事を今見ているのですけれども、この特例の廃止で数倍の負担増になる方、それから元被扶養者という方たちも影響を受けるみたいで、負担増が倍になる人も出るという記事も報道されているのです。だから、この廃止の実施というのは高齢者、年金生活で暮らしている方たちにとってかなりの負担増、生活を苦しめる状況になると思うので、その試算、どれくら

いの負担になるかということとその影響する範囲、人数、それをできるだけ早く議会側にお知らせできるようになればなというふうに思っているのですけれども。

○民生課長（五十嵐満美君） できる段階、早い段階で出せるようであれば、なるべく早くに計算して何らかの形でお示ししたいと思います。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成29年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を終わります。

ここで 11 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 57 分

再開 午前 11 時 07 分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、平成 29 年度古平町簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います356 ページから389 ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。

○8番（高野俊和君） 大変申しわけないのですけれども、381 ページの浄水施設管理費なのですけれども、先日説明あったような気がするのですけれども、ちょっと書きとめていませんでした。今年度から浄水場の臨時職員がいなくなって、業務委託するということでありましたけれども、どのようなシステムでしたでしょうか。それと、委託した業者がいる時間なども少し教えてもらえればと思うのですけれども、いいでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 381 ページ、浄水場維持管理業務委託の 730 万の関係ですけれども、28 年度まで、今年度いっぱいまでは平日 8 時 5 分から 17 時半までを臨時職員が今勤務しております。それと、もう一つ、業者委託に関しましては28 年度までは土日祝祭日、それと夜間の緊急時の対応で業者委託をしております。それを29 年度からは臨時職員の勤務をやめまして、業者委託にするということでございます。時間帯に関しましては、朝午前 9 時から正午までを浄水場勤務、正午から翌朝に関しましては緊急対応ということで遠方監視、要は遠いところからデータなどを見るという監視業務の対応になります。緊急時については、今までどおり浄水場に業者が赴いて対応するといったことでございます。

○8番（高野俊和君） 正午から翌朝までの遠方業務というのは、簡単に言えばここにはいないということで、機械か何かでどこかで見て操作をするというか、そういうことなのでしょう。

○建設水道課長（高野龍治君） 浄水場にはいません。ただし、下水道の管理センターと同一業者でありますので、誰かかれかは遠方監視ということで下水処理場にいるといったことで、正午を時、3 時ですね、午後 3 時、それと17 時に浄水場のデータを見て、データが思わしくない場合は浄水場に飛んでいくといったスタイルで、まるっきり町内にいないとか、そういった状況にはならない形になります。

○8番（高野俊和君） わかりました。これちょっと余計なあれなのですけれども、こういうふうにならば全体的にシステム化しますと、今まで臨時職員を使ってやったのと比べますと総体的には費用全般では余り大きくは変わらないのだと思いますけれども、何が大きいメリットになるのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 今現在臨時職員で対応しております。正職員でも同じことを言えるわけなのですけれども、浄水場の水を供給するために当然知識、技能も要します。そういったことから、仮に異動など、退職などあった際は一人前になるまで当然一、二年等の育成が必要になるといったことがまずございます。今臨時職員で対応しているというのがありますし、いずれどの時点か一わかりませんけれども、そういった育成が生じてしまうと、一人前になるまで数年を要するといった問題が、業者委託にすることでそういったものが全て解消されるといったことが一番のメリットでございます。

○8番（高野俊和君） それと、もう一点いいですか。簡単なことなのでしょうけれども383ページの施設整備費で毎年配水管の布設がえ工事、今回17ページに詳しく出ていますけれども、毎年思うのですけれども、順次場所が変わっていくので、順次やっているのだと思いますけれども、布設がえというのは毎年出ていますけれども、1回配水管を布設がえするとどのぐらい寿命ってのもつものなのか。

○建設水道課長（高野龍治君） 配水管に関しましては、ほとんどの管が耐用年数20年です。経過年数20年以上で配水管の更新というものを国の補助をいただきながら事業をやっているものでございまして、計画では老朽管で計画上更新していくといったものが8,500メートルあります。今年度で6,000メートルぐらい更新できる形となります。なので、残り2,500メートル程度、31年までにその計画期間内の管渠を更新していくといったことで、今漏水など目に見えていない部分とか老朽管は当然ございますので、そういった漏水を防止することができるということが一番のメリット、それと更新することで配水管の破断等も防止していけるというものでございます。

○8番（高野俊和君） ということは、今ここ数年は布設がえの国の補助もらいながら布設がえをするそういう年度で、31年以降はしばらくはこの工事が古平町では余り発生しないというふうに考えるのが普通なのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 今のご質問の関係なのですけれども、31年というものは国に対する計画期間であって、更新が必要な配水管があれば当然それ以降も実施していく形となります。なので、延々続くのかなと。

○8番（高野俊和君） 大体わかりました。古平町は配水管の布設がえの集中期間みたいなふうに捉えたほうがいいのでしょうか。これから31年以降もずっとある程度はあるのだらうと思いますけれどもここ数年金額がずっと高くあれしていますので、集中期間みたいな感じで捉えるのが正しいのかなと思いますけれども、そういうことなのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 集中期間と申しますか、平成……答弁調整をお願いします。

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時20分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○建設水道課長（高野龍治君） この配水管の更新につきましては、平成8年からやっております。最初始まったのは石綿管を更新してしまうというものから始まっております、今は石綿管の改修が昨年ではほぼ終わりました。なので、それ以外のVP管、塩化ビニール管なのですが、そういったものとかダクタイル鋳鉄管とかとございまして、まだまだ経過年数0年を超えるようなものとかがございますので、集中期間というよりも時期といいますか、最初一番古いの50年とか古いものがあつたのです。少しずつ18年から改修していった関係上、今の期間に平成8年から更新の事業量が出てきたということでございます。集中期間ということではございません。

○2番（堀 清君） ページ数が358ページ、使用料なのですが、300万程度減額になっていきます。これは本当に人口減だとか事業所の廃業だとかさまざまな形の中で考えられるのですが、こういう中で当然これから新しいところというのなかなかないだろうし、やっぱり最終的には使用料を改定するというような事態も当然将来考えられるのではないかと思うのですが、そこら辺のことはどうなのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 改定の件に関しましては、今度消費税の改定が31年の10月から10%になるという情報がございまして、30年度に一度、消費税の関係もございまして、収入見込みに対する今後の施設改修など、その辺を見きわめた上で改めた検討ということになりますので、今の段階では使用料を上げるとか、そういった形は申し上げる段階ではございません。

○1番（木村輔宏君） 先ほども出ていましたけれども、381ページの委託しますという問題になるのですが、何年くらい前になるのですか、あの施設に、他人と言ったら怒られるかもしれませんが、友達が来たりして、管理するのにちょっと、命の水ですよと私が質問した経過があるのです。それでもって扉をつくりましたよね。これがもし人がいなくなって監視というか、管理する状況になったときに、そういう管理はどんな形になるのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 381ページの13節の委託料の中で浄水場警備業務委託料、これは無人のときに侵入者とかいましたら赤外線等で感知しまして警備会社のほうに通報されて、対応するといったことで、今までも15時半から翌朝までは無人化になっております。そういったことで警備業務の中でその辺は対応できるのかなというふうに感じております。

○1番（木村輔宏君） それは、人が見ているのと監視カメラになる部分、赤外線であるのでしょうか、範囲的には人間が見ているよりも赤外線、紫外線の場合は非常に短い範囲だと思うのです。その辺のものってどのくらいの範囲でやるのかということは、これ委託をしたからどうこうという、古平町民の命の水なので、金額だけの問題ではないような気がするのですが、その辺の管理というのがどのくらいまでできるのか。ということは、もうちょっとつけ加えて言うと、結構あそこにタケノコトりに行ったとかついているのです。それはだめですということにするのか。

○建設水道課長（高野龍治君） 今現在も配水池など、あと場外に出て草刈りとかしていることも、無人のときも当然あります。そういった観点から外出するときはちゃんと施錠して、警備業務が果たせるように鍵をして、カードキーで警備を開始するというのをやっておりますので、その辺は今までと変

わらないと思います。それと、タケノコの関係は、ちょっとその辺まで把握できていないと言わざるを得ません、今の段階では。

○1番（木村輔宏君） それは建設課の範疇で頑張ってくれてくれると思いますから、安心しました。ただ、それは難しい問題だろうと思う。ただ、もう一つは、今までは人間、人間という言葉はちょっとまずいかもかもしれませんけれども、人がいて、水が急に、水というより雨が急に多くなりましたと、ではこういう薬を入れましょう、どういう薬を入れましょうという中の管理はしていたのですけれども、今度そこにはないわけですから、急に雨が降りました、どうしましたというときの基準というものを多分つくっているのだらうと思うのですけれども、その基準範疇の中で、急に例えば30分で水かさが上がりましたとかというときに30分以内とかで来れるという、そういう契約というのですか、もろもろというものはまずあるのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） そういった原水が濁るというのがほとんど緊急時の対応になっているわけなのですけれども、今現在もそういった対応は委託業者が常にデータを見て、このままほっておけば数値が、濁度というものなのですけれども、数値が上がると想定されますので、今の段階でも、平成28年度の段階でも早目、早目の対応をしております。そういったこともありますし、一気に濁ったとしても浄水場の構造上3時間程度は現地、浄水場に行って実際に対応できなくてもきれいな水を供給できるといった構造となっております。なので、3時間といえればかなりの時間なので、担当する業者は下水処理場にいますので、車で10分も走らせればすぐ対応可能だといったことから、こういった形をとっております。

○1番（木村輔宏君） もう一度確認します。ということは、今までは管理人というか、いましたよねいなくなりますと。そしたら、委託したところは10分以内で行ける場所にいるということでしょうか。今の3時間がどうこうということではなくて、要するに委託業務した人はどこかに10分以内で行けるような体制のところにありますよという考え方でいいのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 最大で、最大というか、最速で10分ぐらいだということでございます。10分以内に行きなさいとか、そういった仕様書上の明記はしておりません。ただ、常に委託業者は、水処理できる人間は古平町内におりますので、対応は可能、きれいな水をちゃんと供給するという業務の履行は可能ということでございます。

○1番（木村輔宏君） わかるのだけれども、そうでなくて、今までは人がいたけれども、今度いなくなるわけだから、そういう業務委託の中に、さっきお話があったよう10分以内とか3時間は大丈夫ですというのだけれども、そういう項目をつくってやるのかという意味。ということは、人がいなくなった場合どうしますかという、そういう物事があると思うのです。例えば警察でいくと、警察というのは車のナンバーまで、どこかに出るといういろいろな物事がきちっと出ていますというのと同じように、しつこいですが、人間の命を預かる水ですから、その辺の契約をまた違う形できちっとするのは確認の意味なのだと思います。

○建設水道課長（高野龍治君） それで、先ほど高野委員からの質問に対してお答えしましたが、正午それと15時、それと17時には確実にデータを確認しなさいと。当然その前に物すごく濁度の数字が上がりましたら、警報ということで確認以前に数値が携帯電話のほうに上がってきます。そういったこ

とから問題ないといった形で、その時間、時間で確認しなさいといったことは仕様書上は明記しております。それで対応可能です。

○3番（真貝政昭君） あの施設の管理が電算化というか、コンピューター化されて、かなり投資しましたよね。無人になったときのデータ管理というのは、役場水道課のところに連結している装置で確認していますよね。それで、その危機管理、今質問していたのはいろんな面での危機管理を質問されていたと思うのですけれども、その点については下水道の管理を担当しているところに委託する形になるのでしょうか。その方がどのようにデータを管理するかという点なのだけでも、装置そのものは役場庁舎内にあるのが今のやりとり聞いていますと携帯電話で確認できるという説明だったように思うのですけれども、全てのデータについて携帯で確認できる仕掛けになるのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 役場でもパソコン上で確認できます。それと、さらにスマートフォンの普及によって、いつでもスマートフォンで確認できるといった形に今現在はなっております。導入当時は携帯電話、ガラケーといいますけれども、それで一回一回IDを入力したり、IDを入力しなければそのデータを確認できないとか、そういったことがございましたけれども、今現在は役場でもパソコン上でも確認できますし、下水処理場のパソコンでも確認できますし、個人が持っているスマートフォンで確認もすることも可能になったということです。それと、当然警報が鳴ったら役場のパソコンでも確認できますし、スマートフォンにも入ってきますので、瞬時に対応できるということでございます。

○3番（真貝政昭君） そしたら、委託する会社の担当の方と、それから役場担当部署の方たちは共通して管理できる状態が24時間あるということですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 職員と委託業者、常に共有して同じものを確認できるということです。

○3番（真貝政昭君） それから、実際あの施設の中での作業ということでお伺いしますけれども、プールとかの清掃だとか、やはり危ない作業が組み込まれていますよね。安全を保つという点で、委託することによってどのようにそこら辺は確保されるのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） その辺の危ない危険な業務ということで、381ページの委託料の今の730万の下、浄水場維持管理作業業務委託料といったことで、これは別建てで沈砂地の清掃とか危ない業務、今の委託業者とは別で発注しておりますので、これは従来どおり変わっておりません。

○3番（真貝政昭君） それから、老朽管の更新をされていて、全体5キロあったうちの平成29年度で6キロ更新、残が2.5キロという説明でした。工事内容が耐震化ということなので、鋼管にかえていく工事だと思います。VP管の説明がありましたけれども、VP管は耐震性の点で更新すべきものという対象になると思うのですけれども、この延長はどれくらいになりますか。

○建設水道課長（高野龍治君） 耐震管ということでいいますと、平成8年度から、今年度から耐震管使っております。なので、今までやってきたものは耐震管でない。ちょっと今延長は押さえておりませんが、28年度から工事やった分、それを塩ビ管、VP管をハイポリエチレン管というものに、平成28年度から使用して、そのハイポリエチレン管というのは継ぎ手部分溶かして継ぎ手部分をなくするというような管を使って工事やっていくということで耐震が保たれるということでございませ来年度につきましても、説明資料の中で管種アルファベットで書いていてちょっとわかりづらいと思う

のですけれども、H P P E と、これがハイポリエチレン管というものでございます。なので、実質的に 28 年度から実施ということですよ。

○3 番（真貝政昭君） そしたら、耐震化イコール鋼管ということではなくて、V P 管でも継ぎ手部分をそれにかえることによって耐震化が図られるということなのだね。V P 管は残るといふことなのだね。

○建設水道課長（高野龍治君） 今後更新していくときにそういった耐震性保たれていない管につきましては耐震性の保たれる、そういったハイポリエチレン管みたいな、あとダクタイル鋳鉄管に関しては抜け出し防止、継ぎ手が従来のものより長いとか、そういったものが耐震化になっていきますので、次の更新のときにあわせてやっていくといった考えでございます。

○9 番（工藤澄男君） 浄水場の今の関連なのでございますけれども、29 年度から 9 時から 12 時までということ、これは 1 名の方だけで、それでただデータ監視とか、それだけの業務なのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 実際の業務内容としましては、毎日やる業務としましてろ過池の洗浄それもそうですし、機器点検、薬品管理、薬品の調整、それと取水量の調整とかさまざまございます。あと、場内の清掃、それと場外の除草、冬囲いとか、あと除雪とか、通常時こういったろ過器の洗浄とか機器の点検とか、通常晴天時全く濁りのないような原水の場合はそういった点検作業が 1 時間から 2 時間ぐらいの間でほぼ終わるといったことで、あいた時間を清掃とか、そういったものに当てるといった考えでございます。

○9 番（工藤澄男君） 今いろんな仕事の内容言っていましたけれども、9 時から 12 時までといったら 3 時間、3 時間の間で例えば機械のほうも見なければだめだ、清掃もしなければだめだ、草刈りもしなければだめだとかというのは非常にきつい話だと思うのです。それで、臨時作業員さんがいたときには、それをやりながら 1 日かかって清掃したり、例えば草刈りしたりとかということをやっていたようです。私ここ 2 年ほど浄水場へちょっと上がったことないのでございますけれども、それまでは常にそういう仕事をやりながら、さらに中の仕事もというようなことでやっていたので、わずか 3 時間ぐらいの時間しかないのに、常にそれをやるといったら非常に苛酷ではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） この内容につきましては、今の委託業者と本当にこういった内容でできるかという確認もしております。そういったことから、こういった内容となっております。

○9 番（工藤澄男君） その下の維持作業というのは、業者に頼んで例えば草刈りだとか、それから先ほど言っていた沈砂地の砂上げ、それから取水口の砂上げ、そういうのだらうと思うのですけれども、私の経験からいきますと取水口なんかでも入り口が狭かったり、作業に非常に困難なような入り口であったりもしたのでございますけれども、その後改良されたのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 入り口の間口に関しましては私確認しておりませんので、今ちょっとここでお答えしようがございません。

○9 番（工藤澄男君） その取水口なのでございますけれども、私も仕事の関係で何年も行ったのですけれども全て人力で土砂上げをするというような状態だったのです。それですから、入り口を大きくして、例えばウインチのようなもので上げるとか、そういう設備的なものはできないかな、あそこは。

○建設水道課長（高野龍治君） 作業するとき簡易的なそういったウインチとかたしか持っていた記憶がございまして。なので、今はその対応となっております。どうしてもできないといった場合は大

規模なことも考えなければなりませんけれども、今の状況では対応できるということで従来どおりの対応となります。

○9番（工藤澄男君） それから、沈砂地なのですけれども、あそこは3カ所でしたっけ、分かっていたの。それで、中で作業をするわけなのですけれども、酸欠防止というような対応というのは今までとられていたような記憶が一切なかったのですけれども、入る穴しかないものですから、それで中で作業を、2人なり入って、1カ所に2人ぐらいずつ入って作業をしているのですけれども、酸欠防止という点から何か、例えば小さい送風機でもちょっと入れるとか、これから作業をする人方のためにそういう計画はないでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 今現在送風機などで酸素を供給するといったことをしていないのであれば、当然そういった酸素が欠乏する場所は作業する前に酸素の濃度とかはかってからの作業をしないと、労働基準法上もそういった形になっておりますので、そういった対応をしていなければ、改めてそういった対応しなさいというような指導をいたします、今後。

○9番（工藤澄男君） 今まで事故がなかったの、それでなれで今まで作業員の方々もやっていたのだらうと思うのですけれども、万が一ということもございますので、これを今後の検討課題としていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成29年度古平町簡易水道事業特別会計予算の質疑を終わります。

ここで1時までお昼のため休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後0時56分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、平成29年度古平町公共下水道事業特別会計予算の質疑を行います426ページから453ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 説明資料の125ページを見えています。それで、接続戸数を見ているのですけれども、住宅リフォームの事業の目的の一つは接続戸数をふやすということが1つありました。それと、去年はアパートに建設助成を出してやるという事業も追加されましたので、その関連でこの接続戸数、解体は抜きにしてリフォームの関係でどれくらいの効果があったのかということと、去年のアパート建設1棟6戸でしたっけ、ありましたけれども、そこら辺も含めて説明をお願いしたい。あわせて、平成29年度の見込みが去年の平成28年721から29年度予算では約20戸の接続戸数の増というふうに見ているのか、そこら辺をあわせて説明をお願いします。

○建設水道課長（高野龍治君） 今までのリフォーム助成に伴う下水道の接続状況ですけれども、この

リフォームの補助を受けて、平成25年度で6件、26年度で7件、27年度で7件、それと28年度は今のところ見込みですけれども、8件です。今年度9年度の見込みにつきましては、予算上20件程度の見込みで計上しております。

○3番（真貝政昭君） 大体リフォームの関係で10件未満という推移できているのですけれども、20件というのは、平成28年度でやった共同住宅の件は29年度に入るのですか、28年度に入るのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） アパート建設のほうは、今年度ですか、28年度の接続です。なので29年度のこの20件というのは清川団地のB棟とか、あと先ほどの29年度に建てられるであろう共同住宅の件数、さらには清川団地C棟なども含まれて20件程度というような形で考えております。

○3番（真貝政昭君） そしたら、28年度、29年度というのはほとんど町で助成している対象の物件と町営住宅のみということなのですね。それと、29年度についてはB棟と、それからことし建設の2階建てですから、町営住宅だけで12、そして共同住宅については6ですから18、あと一般は2くらいしか見込めないという、そういうことでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 下水道使用料の予算を算出する上で20件程度ということなので、リフォームの申請が今年度同様の件数とか来たら歳入は当然ふえます。ただ、予算の歳入の計上として、20件程度ということで歳入は計上したということでございます。

○3番（真貝政昭君） リフォームの助成の基準として増築、改築、新築の場合は公共下水道加入というのが原則条件、変わりはないのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 下水道の供用区域、いつでもつなげる区域に関しましては、リフォーム補助を受けるに当たっては下水道をつなげないと補助金はもらえませんよということなので、リフォームと下水道の接続を同時に施工する場合は補助の対象となります。新築に関しては建築基準法上の中で、供用開始した区域に関してはくみ取り便所の住宅を建てることは法律上で建てることはできませんので、必然的に新築は下水道の接続となります。下水道の供用区域から外れた地区でリフォームをする方に関しては、下水道の接続云々という、接続しなければ補助金を交付しませんといった条件にはなっていません。なので、下水道の供用区域外の住宅の方は通常のリフォームだけでも補助金を受けることが可能です。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成29年度古平町公共下水道事業特別会計予算の質疑を終わります。

それでは次に、平成29年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の質疑を行います486ページから503ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成29年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の質疑を終わります。

これをもって平成29年度古平町各会計歳入歳出予算の質疑は全て終了いたしました。

これから平成 29 年度古平町各会計歳入歳出予算について一括採決いたします。

この表決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長（岩間修身君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました平成29 年度古平町各会計歳入歳出予算については、会議規則第6 条の規定に基づき、議長に報告するものといたします。

◎閉会の宣告

○委員長（岩間修身君） 以上をもちまして本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって予算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後 1時07分